

田辺市緊急通報装置貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のひとり暮らしの高齢者、重度身体障害者等に対し、緊急通報装置（以下「装置」という。）を貸与することにより、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 装置の貸与を受けることができる者は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市において記録されている者で、扶養義務者が安否確認ができない又は緊急時に駆けつけることが困難な、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの者
- (2) ひとり暮らしの重度身体障害者等
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(申請)

第3条 装置の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急通報システム利用申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添え、市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請は、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等を経由して行うことができる。

(協力員の確保)

第4条 申請者は、緊急時等に必要な措置をとることができ、かつ、近隣に在住するおおむね3人の協力員を確保するものとする。

(決定及び通知)

第5条 市長は、第3条の申請を受けたときは、速やかに、第2条及び前条に規定する要件並びに貸与の必要性を審査し、貸与の可否について決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により貸与の可否を決定したときは、緊急通報装置貸与決定（却下）通知書により当該申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第6条 装置の貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は、装置の利用に要する経費のうち、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 装置の電池代
- (2) 装置の修繕料。ただし、利用者の故意又は重大な過失によるものに限る。
- (3) 電話回線使用料

(管理義務)

第7条 利用者は、適正な管理の下で装置を使用するものとし、目的以外に使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(届出義務等)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出るとともに、第1号又は第3号に該当するときは、装置を返還しなければならない。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第3条の申請書の記載事項に変更があったとき。
- (3) 装置の利用を中止するとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。